

「資金化対策」のご案内!!

東日本建設業保証(株)グループ

KKS

“債権の早期資金化を希望される下請・資材企業の皆様へ”

KKS保証ファクタリング **「手形・電子記録債権買取」**

～国土交通省 下請債権保全支援事業～

すぐに現金にできます

手形・電子記録債権の支払期日まで待つ必要がありません。
受け取った手形は、すぐに現金化できます。

買戻す必要がありません

万一手形・電子記録債権が不渡りになっても、割引ではなく買取なので買戻す必要がありません。

**取引金融機関の
融資枠を残しておきたい!!**

**元請から突然手形払い
に変更されたけど
すぐに現金化したい!!**

**振出人の
倒産リスクに
備えたい!!**

こんな要望に応えます!!

※)買取にあたり当社所定の審査があります。審査の結果により、貴社のご希望に沿えない場合があります。

国土交通省下請債権保全支援事業

KKS保証ファクタリング専用ダイヤル→**03-3545-8562**



ご利用条件

- 資本金の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業。
- お申込み時点で、行政庁から「営業停止処分」、「指名停止処分」または「許可取消処分」を受けていない企業。
- お取引先(元請建設企業)から建設工事(東日本大震災の被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。)の全部もしくは一部を直接請け負っている下請建設企業、またはお取引先(元請建設企業)に資材を直接供給している資材企業。



手形買取のご利用例(買取料の計算)

手形金額:500万円、買取料率:年率5.0%(助成後3.5%)
買取日数:100日のケース

買取料=手形金額×買取料率×買取日数(両端入れ)÷365日
買取料率=当社所定の買取料率-助成料率

- 買取料の計算
手形金額500万円×3.5%(買取料率5.0%-助成料率1.5%)×100日÷365日=47,945円
- 貴社のご負担額
47,945円



元請建設企業の条件

次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ①手形・電子記録債権を買い取る日の年度またはその前年度に公共工事受注実績がある。
- ②経営事項審査を受審していること。

不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい。



詳しくはWEBで

検索

www.kks-21.com

発行人・お問合せ先

KKS 株式会社 建設経営サービス

金融第一部 東京都中央区築地5-5-12
TEL 03-3545-8523 FAX 03-3545-8530
URL <https://www.kks-21.com>

金融第二部
宮城営業所
愛知営業所
石川営業所

東京都中央区築地5-5-12
宮城県仙台市青葉区支倉町2-48
愛知県名古屋市東区武平町5-1
石川県金沢市弥生2-1-23

TEL 03-3545-8523
TEL 022-262-8622
TEL 052-962-3525
TEL 076-242-1285

貸金業登録番号 関東財務局長(5)第01480号